

会 員 各 位

令和5年5月8日  
幌西第3分区町内会  
会長 前 肇

## 第52回定期総会の結果について

さきにご案内しました、当町内会の第52回（令和5年度）定期総会が4月27日（木）伏見会館で開催されました。

皆様方には、お忙しいところご出席いただき、熱心にご討議いただき、また全ての議案を1部修正のうえご承認いただき厚くお礼申し上げます。

本年度も町内会事業の推進にあたり、会員皆様方のより一層のご指導ご協力を心からお願い申し上げます。

ここに、総会の主な結果についてご報告させていただきます。

1. 令和4年度事業報告、決算報告、監査報告について・・・（議案第1号～2号）  
・議案のとおり承認されました。
2. 令和5年度事業計画案、予算案について・・・・・・・・・・（議案第3号～4号）  
・議案のとおり承認されました。
3. 役員の新しい構成について・・・・・・・・・・（議案第5号）

質疑は別添のとおりですが総会当日の質疑意見などを役員会で集約検討し次の様にしましたのでご了承下さい。

令和6年度から役員体制を確立するため当面の間、役員選出を次のように運用します。

- 1) 新旧の班長は協力して役員を選出に努めるものとする。
  - 2) 役員を選出できない場合は新班長を役員として選出するものとする。この場合の役員の任期は原則1年とする。なお役員会は役員を選出が出来ないことに特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。
  - 3) 役員会は役職の部長職、副部長職などを決めるに当たり本人の意向を十分に尊重しなければならない。
4. その他

班長は町内会未加入者が居る場合は別紙の「町内会への入会のご案内」のチラシを活用し、加入案内をして下さい。町内会費は

- ・各種行事等の他
- ・ゴミステーションの器材
- ・パートナーシップ排雪
- ・街路灯の電灯料、維持管理費等に使われています。

## 第5号議案の質疑。

1. 新しく選出された役員は町内会の事情が不明で不慣れのため任期は1年とすべき
2. 役員が居ない班（役員不在班）について原案は役員を選出しなければならないと強行的表現になっているが、止むを得ず選出困難な場合もあるので、この表現は避けるべき。例えば、役員を選出するものとする。等
3. 選出された役員は基本的に役員のうち各部の副部長に充てることとし、任期も1年とすると選出し易く、され易くなり、町内会活動にも入り易くなる。
4. 事務所、商店等の多い班では居住者の有無、日常生活の違い等から役員選出が困難な場合があるので、特別な事情を考慮すべき。
5. 原案に基き選出することにし、特別な事情については、現事務局（現役員会）で判断すべき。
6. 各班から最低1名の役員が選出されると役員会等で各班の特別な事情、問題点、課題等が共有されるので町内会の運営が合理的、効率的になり、その班にとっても良い結果となる。

当日出された意見等を役員会で検討し、次の様集約しました。

1. ①現在役員をだしていない班（役員不在班）については新たに役員を選出するものとする。  
②現在役員を出している班についても新たに役員を選出するものとする。
2. 役員を選出できない場合は新班長を役員として選出するものとする。但し役員会は選出できないことに特別な事情があると認めた場合はこの限りでない。
3. 役員会は役員の就任にあたり、役員の部長職、副部長職など、任期について本人の意向を十分に尊重しなければならない。又その任期は1年とするものとする。
4. その他

未加入の集合住宅、マンション等について町内会事務局で加入案内をしています、班長さんも住んでいる人がお互いに気持ち良く生活するために別紙のチラシを活用する、あるいは声かけ等をして加入案内をして下さい。

町内会費は各種行事に要する費用の他に日々の生活に密接に係る

- ・ゴミステーションの器材購入費用
- ・パートナーシップ排雪の費用
- ・街路灯の電灯料・設置・維持管理費用（私的通路の場合）にも支出しています。